

九州大学総長選考会議議事録（第58回）

- 日時 令和3年6月22日（火） 14:10～15:08
- 場所 WEB開催
- 出席者 加藤委員、唐池委員、櫻井委員、津田委員、富永委員、貫委員、板東委員、清水委員、熊野委員、中村委員、園田委員、中島委員、赤司委員、福井委員、荒殿委員、内藤委員

【構成員の紹介】

事務局から、総長選考会議委員について紹介があった。

【概要説明】

事務局から、総長選考会議の役割等について説明があった。

【議 事】

1. 前回の議事について

事務局から、令和3年1月26日に開催した本会議の議事について報告があった。

2. 議長の選出について

委員から、貫委員の議長就任について提案があり、全会一致でこれを議決した。

3. 議長代行及び投票管理委員会委員長について

議長から、本会議の議長代行及び投票管理委員会の委員長として中村委員が指名された。

4. 総長の業務執行状況の確認について

議長から、「総長の業務執行状況の確認に関する申合せ」に基づき、就任1年目の総長の業務執行状況の確認を行うことについて説明があった後、石橋総長からこれまでの業務の執行状況について説明があった後、以下のような意見交換があった。

- ・「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」について、この「マス」は「マス・フォア・インダストリ」の「マス」と同じ意味なのか。「マス」であることの必然性があるのか。
→「マス・フォア」に特化したもの。研究科等連携課程として国に申請しているところであり、学府・専攻等を横断する「ダ・ヴィンチプログラム」の核になる一つの取組だと考えている。
- ・「マス・フォア」をクローズアップしながら、横と連携していくという建付けにするとわかりやすい。
- ・大人数での食事等を集中的に制約した上で、ぜひ対面授業を拡大していただきたい。
→本学では授業での感染はこれまで発生しておらず、しっかり対策をした上で対面授業を拡大したいと考えている。

- ・ 今後は長期的な予算獲得、計画的な資金運用といった視点がますます必要である。新しいチャレンジを始めるためには、これまでの資金運用の仕組みを活かしてさらに押し上げていくことが重要。

→ 財政基盤の強化は非常に重要だと考えている。国も十兆円ファンド等の計画があるが、本学としても計画的に資金を得る仕組みを整えていかなければならないと考えている。

意見交換の後、就任1年目の総長の業務執行状況については特段の問題がないことを確認した。

5. 今後の検討課題について

事務局から、今後、本会議で検討すべき事項及び次期総長選考に向けた検討スケジュールについて説明があった後、このスケジュールに沿って、次回以降、次期総長の選考方法について検討することとなった。

なお、以下のような意見交換があった。

- ・ 法人化当時、総長選考システムを検討する際のポイントとなったのが学内意向投票をやるかどうか、やるとしたらどのように行うかということであった。昔の国立大学の学長は教職員の選挙で選ばれていたが、法人化後、法人のトップである学長には経営力が必要であり、そういった能力のある人が学長になるべきであるという事等を理由にシステムが変わった。
- ・ 当時の選考会議委員の方の中には、企業では経営者を従業員の選挙で選ぶことは考えられない、選挙は廃止すべきであると強いご意見を述べられた方もいたが、これまで選挙で総長を選んできた構成員の方々は、何らかの形で総長選考プロセスに関与したいのではないかと、また選ばれる方も選挙で選ばれたという裏付けがあれば、思い切り力をふるえるのではないかとという意見もあり、投票で全て決定するというのではなく、ある一定数まで候補者を絞るための投票を行うということで、九州大学の場合は候補者を3名に絞るまでは投票で選び、選ばれた3名について、選考会議でヒアリング等を実施し、構成員の投票結果に関わらず最終候補者を決定するという事になった。
- ・ 昨年、ガバナンス・コードの中で「意向投票によることなく」という言葉が明記され、近年、意向投票をやめた大学もあったことから、九州大学でも意向投票を行うべきかどうか検討すべきではないかという問題提起をさせていただいたが、現総長の選考スケジュールが詰まっていたので、総長選考が終わってから改めて検討課題として議論することとなった。
- ・ おそらく意向投票を廃止した大学においても、学内教職員の意向が、候補者がリーダーシップを発揮する上での根拠となるような整理はされているのではないかと。総長選考会議の下にさらに会議を設けて意向調査を行っているところもある。意向投票の利点は得票数で直接構成員の意思がわかるということであるが、おそらくそれが唯一の方法では無いので、様々なやり方を整理し、次回の会議に提供して頂きたい。一方で、ここ1年の状況を見ると、意向投票で1位ではなかった候補者を総長選考会議で選考している大学も複数ある。そういった大学での意向投票と選考会議の関係を含めて資料を提供して頂きたい。
- ・ 今回の総長選考のプロセスの中で問題だと考えたのは、意向投票を実施するか否かに加えて、意向投票の投票数が工学・医学部等と文科系の学部では差があり、どうしても文科系の候補者が不利になること。また、学外からの候補者に票が集まりにくく、最終候補者3人の中にも入

らないということ。

- ・ガバナンス・コードのできた背景を確認したい。意向投票をやることによって、外部からの起用という事が遮断されてしまうからという意味合いからガバナンス・コードができたのか。
- ・学長選考会議という仕組みはあるものの、結局は意向投票トップの方が候補者となることが多く、学長選考会議は意向投票の結果に拘束されているのではないかという問題意識でガバナンス・コードの規程ができたと聞いている。九州大学としては、過去に意向投票の結果とは違った候補者を選考しているという実績があり「意向投票によることなく」という規定に抵触するものではないと考えている。幅広い候補者の中から選考するという観点から、国立大学時代の投票制度ではなく、学長選考会議という制度ができており、その制度の趣旨をフルに活かすのであれば、総長選考会議に権限を与えるということは考えられる。今の制度はガバナンス・コードに抵触するものではないと認識しているが、より良い選考の方法というのは検討する余地がある。

6. 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について

事務局から、国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について説明があり、次回以降、対応について検討することとした。

(以 上)